

〔同意書等徴求判定フロー〕

判定の流れ				判定	必要書類 (金融機関ごとに判断が必要です)
融資行為 (あり)	条件変更等 (あり)	バンクミーティング(あり)	➡	⑤同意書 又は ⑥同意確認書(A)	
		バンクミーティング(なし)	➡	⑤同意書	
	条件変更等 (なし)	バンクミーティング(あり)	➡	⑤同意書 又は ⑥同意確認書(A) + ⑧金融支援確認書	又は ⑨金融支援確認書(同意書併用)
		バンクミーティング(なし)	➡	⑤同意書 + ⑧金融支援確認書	又は ⑨金融支援確認書(同意書併用)
融資行為 (なし)	条件変更等 (あり)	バンクミーティング(あり)	➡	⑤同意書 又は ⑥同意確認書(A)	
		バンクミーティング(なし)	➡	⑤同意書	
	条件変更等 (なし)	バンクミーティング(あり)	➡	⑤同意書 又は ⑥同意確認書(A)	
		バンクミーティング(なし)	➡	⑤同意書 又は ⑦同意確認書(B)	

①融資行為…同額借り換え(事実上の借入期間の延長を含む)、債務の一本化、新規での貸付実行などを指します。

②条件変更等…金利の減免、利息の支払猶予、元金の支払猶予、DDS、債権放棄、等を指します。

③バンクミーティング等…バンクミーティングの他、経営サポート会議などがあります。また、「バンクミーティング」で同意意思を確認する方法と、バンクミーティングを行わないで「持ち回り等」で同意意思を確認する方法があります。

④必要書類…経営改善計画について、債権者である金融機関から同意を得るに当たっては、「書面」によるものとされています。また、信用保証協会の保証付き融資を受けている場合には、信用保証協会の同意も必要となります。

⑤「同意書」…原則として「同意書」は、全ての金融機関から取得することが必要。また、金融支援の内容が、債権放棄、DDS等を伴う場合は、経営改善計画の実行に必要な全ての金融機関から同意書の取得が必要です。

⑥「同意確認書(A)」…バンクミーティング等で同意意思を確認する場合、同意書に代わり、金融機関の意思確認を「同意確認書(A)」で行うことができます。

⑦「同意確認書(B)」…持ち回り等で同意意思を確認する場合で、金融支援を予定しない金融機関においては「同意確認書(B)」で行う事ができます。

注 1. 同意確認書(A)及び同意確認書(B)を使用する場合、全ての金融機関に対し、「同意確認書」にて同意意思の確認をすることについて事前に了解を得る事が必要です。

注 2. 1行でも了解を得られない場合、並びに債権放棄・DDS等を伴う場合は、原則どおり「同意書」が必要です。

⑧「金融支援確認書」…計画において金融支援として融資行為のみを予定する場合には、支払申請の際、当該融資行為を実施する予定である金融機関発出の「金融支援確認書」が必要です。

⑨「金融支援確認書(同意書併用)」…融資行為(条件変更無し)のみが前提、同意書と共に金融支援に係る確認を行う場合、「金融支援に係る確認書」と「同意書」を併せた「金融支援に係る確認書(同意書併用)」を使用しても良い。

⑩「同意書等」が不要な場合…一括弁済等を行っても経営改善計画の遂行に支障を来たさない金融機関で、他の全ての金融機関が当該金融機関を除外することを承諾している場合は、当該金融機関からの同意書、同意確認書(A又はB)の取得は不要です。